

令和7年度 NEW TERAKOYA 奨学生募集要項

一般財団法人 NEW TERAKOYA

一般財団法人 NEW TERAKOYA は、経済的な理由により学業の継続が困難な状況にある学生を対象に、返済義務のない給付型奨学生を給付することにより、意欲ある学生が安心して学業に専念できる環境を整え、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与してまいります。

1 採用予定人数	応募資格を有するもの：15名
2 奨学生の内容	<p>(1) 奨学生の額 月額 40,000 円（年額 480,000 円）/人 ※本法人からの奨学生は返済義務のない給付型です。</p> <p>(2) 奨学生給付期間 令和8年4月～令和9年3月（1年間）</p> <p>(3) 奨学生給付時期 令和8年5月（4月～7月分）、9月（8月～11月分） 及び翌年1月（12月～翌年3月分）の3回に分けて給付します。</p> <p>(4) 奨学生の給付方法 奨学生は、給付月の下旬に奨学生本人名義の口座へ振り込みます。</p>
3 奨学生の応募資格	<p>(1) 日本国籍を有し、日本国内に居住していること</p> <p>(2) 日本国内の大学の3年次以上に在籍する者、または募集年度の4月に3年次へ進級予定の者であること</p> <p>(3) 募集年度4月1日時点年齢25歳以下であること</p> <p>(4) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること</p> <p>(5) 就学状況及び生活状況について適時報告できること</p>
4 応募の手続	<p>下記書類を、本年度の募集期間内に、本法人のホームページに設ける応募サイトを通じて、オンラインにより提出してください。</p> <p>(1) 奨学生申込書（所定様式。オンライン入力を含む。）</p> <p>(2) 身上書（所定様式。オンライン入力を含む。）</p> <p>(3) 応募課題（所定様式。オンライン入力を含む。）</p> <p>(4) 推薦書（所定様式）</p> <p>(5) 成績証明書（在学校が発行する直近のもの）</p> <p>(6) 在学証明書（在学校が発行する直近のもの）</p>

	<p>(7) 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載、続柄記載有、個人番号不要）</p> <p>(8) 所得を証明する書類（家計支持者全員の所得を証明できるもの）</p> <p>ア) 給与所得者：直近年の源泉徴収票の写し イ) 自営業者等：直近年の確定申告書の写し</p> <p>※ 所定様式の書類は、本法人ホームページより取得してください。</p> <p>※ 提出された応募書類は、採否に関わらず返却しません。</p>
5 募集期間	<p>令和8年2月1日～令和8年3月31日</p> <p>※ 令和8年3月31日までにオンラインにより提出されたものを有効とします。</p> <p>※ 持参又は郵送による応募は受け付けておりません。</p> <p>※ 応募書類に記載漏れや添付資料の不足など重大な不備がある場合は、選考の対象とならないことがあります。なお、提出後の書類の差し替えや再提出はこちらからの指示以外は認めません。</p>
6 奨学生の選考・決定	<p>奨学生の選考は、本法人の奨学生選考委員会により書類選考で実施します。</p> <p>(1) 応募書類に基づき、学業成績および経済状況等を総合的に審査します。</p> <p>(2) 選考委員会の審議結果をもとに理事会が最終的な採用者を決定します。</p> <p>(3) 採用者の決定は、令和8年5月初旬を予定しています。</p>
7 奨学生の選考結果通知	<p>奨学生の選考結果については、採否に関わらず、応募者本人宛に電子メールにより通知いたします。</p> <p>合否通知は令和8年5月中旬を予定しております。</p> <p>※ 選考の経過及び決定の理由に関するお問い合わせには回答いたします。</p>
8 奨学金の休止又は廃止	<p>奨学生が以下に該当するときは、奨学金の支給を休止し、停止し、又は打ち切ることがあります。</p> <p>(1) 休学・復学、転学（留学含む）又は退学したとき (2) 停学、除籍その他の処分を受けたとき (3) 正規の最短修業年限で成業の見込みがなくなったとき (4) 負傷、疾病等のため就学の継続が困難となったとき</p>

	<p>(5) 奨学金を必要としない事由が生じたとき (6) 学業成績が著しく不良となったとき (7) 応募書類等の提出書類に虚偽・不正があるとき (8) 奨学生の義務を怠ったとき (9) その他、奨学生として適当でない事実があるとき</p> <p>※ 上記に該当したにもかかわらず必要な届け出がなく奨学金を受け続けた場合には、不正受給とみなされることがあります、その際には既に給付した奨学金を返還していただく場合があります。</p>
9 奨学生の義務	<p>奨学生として採用された場合は、以下を提出・履行してください。</p> <p>(1) 誓約書および振込先届出書の提出 (2) 就学状況・生活状況報告書の提出</p>
10 その他	<p>(1) 他の奨学金を受けている場合でも応募可能です。 (2) 奨学生の進路等について、この法人は一切関与しません。 (3) 給付実績に係る情報（個人情報を除く）は、本法人ホームページにて公表させていただきます。</p>

【問い合わせ／郵送先】

〒110-0005

東京都千代田区内神田二丁目 13 番 8 号 BM ビル 4 階

一般財団法人 NEW TERAKOYA 奨学金制度担当

e-mail:support@newterakoya.jp